

和 解 調 書

事 件 の 表 示 平成27年(ワ)第29587号
期 日 平成30年2月13日午後4時40分
場 所 等 東京地方裁判所民事第7部和解室
受 命 裁 判 官 友 部 一 慶
裁 判 所 書 記 官 山 口 真 貴 子
出頭した当事者等 原 告 高 野 英 昭
同 代理人 井 上 清 成
同 加 藤 和 子
同 藤 井 輝
被告指定代理人 田 代 健 人
同 村 上 匠
同 山 崎 政 幸

手 続 の 要 領 等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は訴状記載のとおり

第3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官 山 口 真 貴 子

(別紙)

和 解 条 項

- 1 被告は、大田区内の医師会が飽和脂肪酸の過剰摂取の予防その他区民の公衆衛生の向上に努めていることについて理解する。
- 2 被告は、大田区内の医師会と協力して、区民の公衆衛生の向上に努めていくものとする。
- 3 原告及び被告は、本和解が被告の教育委員会の施策について何ら約するものではないことを確認する。
- 4 原告は、被告に対し、(1)学校において学校医として保護者及び児童に発信する機会、及び(2)学校医として出席する会議、会合等において学校医として発信する機会において、被告の教育委員会の方針に反しないことの確認を得ることなく、学校給食における牛乳提供に関して特定の結論を示唆する等、学校医としての栄養指導の範囲を逸脱する態様での意見表明を行わないことを確約する。
- 5 原告は、その余の請求を放棄する。
- 6 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

(別 紙)

当 事 者 目 録

東京都大田区池上 5－3－18

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

同

高 野 英 昭

井 上 清 成

加 藤 和 子

藤 井 輝

東京都大田区蒲田 5－13－14

被 告

同代表者区長

同被告指定代理人

同

同

同

大 田 区

松 原 忠 義

篠 岡 祐 拳

田 代 健 人

村 上 匠

山 崎 政 幸

以 上

これは正本である。

平成 30 年 2 月 15 日

東京地方裁判所民事第7部

裁判所書記官 田 沼 宏

